

目 次

教育長訓令	
○教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令	5
○北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令	5
告示	
○公印の廃止について	5
○公印の作成について	6
通達・通知・照会	
○教育職員免許状の失効の取消しについて	6
○教育職員免許状の取上げ処分について	7
○給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等について	7

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第12号

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成22年 4月27日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

附 則

この教育長訓令は、平成22年 4月27日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第13号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成22年 4月27日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加える。

附 則

この教育長訓令は、平成22年 4月27日から施行する。


告 示

北海道教育委員会告示第43号

次の公印を、平成22年 3月31日限りで廃止した。

平成22年 4月27日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子


公印の種別	規 格	印 影
北海道教育庁網走教育局長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第44号

次の公印を作成し、平成22年4月1日その使用を開始した。

平成22年4月27日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

公印の種別	規 格	印 影
北海道教育庁オホーツク 教育局長の印	20mm平方	

通達・通知・照会

教職第64号
平成22年4月27日各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

教育職員免許状の失効の取消しについて（通知）

次の教育職員免許状の失効を取り消す旨関係教育委員会から通知があったので、通知します。

記

	通知のあった都府県教育委員会	佐賀県教育委員会		
	氏 名	松 本 達 成	本 籍 地	佐 賀 県
	免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
1	中学校教諭1種免許状 （社 会）	平5中1第324号	平成6年3月23日	高知県教育委員会
	高等学校教諭1種免許状 （公 民）	平6高1第24号	平成6年4月1日	
	失効の年月日	平成18年7月20日		
	取消しの事由	教育職員免許法第10条第1項第2号に該当しなくなったため		
	通知のあった都府県教育委員会	山梨県教育委員会		
	氏 名	厚 芝 勘 二	本 籍 地	山 梨 県
	免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
2	小学校教諭2種免許状	昭61小2普第287号	昭和62年3月31日	埼玉県教育委員会
	中学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	昭61中1普第993号		
	高等学校教諭1種免許状 （外国語（英語））	昭61高2普第1123号		
	特別支援学校教諭1種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	昭63養学1普第19号	平成元年3月20日	山梨県教育委員会
特別支援学校教諭2種免許状 （聴覚障害者）	平10聾学2第4号	平成10年7月10日		
特別支援学校教諭1種免許状 （聴覚障害者）	平15聾学1第1号	平成16年1月22日		
	失効の年月日	平成21年8月12日		
	取消しの事由	教育職員免許法第10条第1項第2号に該当しなくなったため		

(総務政策局教職員課免許グループ)

教職第66号

平成22年4月27日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

教育職員免許状の取上げ処分について（通知）

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により取り上げた旨関係教育委員会から通知があったので、通知します。

記

	通知のあった都府県教育委員会	神奈川県教育委員会		
	氏 名	佐 野 則 芳	本 籍 地	岩 手 県
	免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
1	幼稚園教諭2種免許状	昭63幼2第4490号	昭和63年3月31日	東京都教育委員会
	小学校教諭1種免許状	昭63小1第1811号		
	取上げの年月日	平成22年1月28日		
	取上げの事由	教育職員免許法第11条第1項該当		
	通知のあった都府県教育委員会	新潟県教育委員会		
	氏 名	佐 藤 修 司	本 籍 地	新 潟 県
	免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
2	小学校教諭1種免許状	昭51小1普第502号	昭和51年3月31日	新潟県教育委員会
	取上げの年月日	平成22年2月17日		
	取上げの事由	教育職員免許法第11条第3項該当		

(総務政策局教職員課免許グループ)

教給第2号

平成22年4月27日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等について（通知）

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成22年3月31日付け人委第731号）等の通知が別記1から別記6までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）（平成22年3月31日付け人委第731号）（別記1）
- 2 給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）（平成22年3月31日付け人委第732号）（別記2）
- 3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（通知）（平成22年3月31日付け人委第733号）（別記3）
- 4 通勤手当に関する規則の運用について等の一部改正について（通知）（平成22年3月31日付け人委第734号）（別記4）
- 5 給与における成績主義の推進に係る運用指針の一部改正について（通知）（平成22年3

月31日付け人委第735号）（別記5）

- 6 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（平成22年3月31日付け人委第737号）（別記6）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記1

人委第731号
平成22年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成22年4月1日以降はこれによって実施してください。
記

第7に次の2項を加える。

3 支給規則第16条の5関係

- (1) 支給規則第16条の5第1項第1号の「人事委員会が定める職員」は、正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を道職員勤務時間等条例第3条第1項又は学校職員勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員（以下「通常勤務職員」という。）として勤務した者のうち、(3)ア(カ)dに掲げる職員及び当該月に週休日の振替（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）第3条第2項及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-2）第2条において準用する場合を含む。）に規定する週休日の振替をいう。以下同じ。）（勤務時間を割り振る日の属する月が(3)ア(イ)から(ク)までに規定する正規の勤務時間外に勤務した月（当該属する月において正規の勤務時間外にした勤務がない場合にあっては、当該月を正規の勤務時間外に勤務した月とみなす。）であるものに限る。）により週休日（道職員勤務時間等条例第3条第1項及び学校職員勤務時間等条例第4条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日がある職員とする。
- (2) 支給規則第16条の5第1項第2号の「人事委員会が定める職員」は、正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を道職員勤務時間等条例第4条第1項若しくは第8条第2項又は学校職員勤務時間等条例第5条第1項の規定の適用を受ける職員（以下「交替制勤務職員」という。）として勤務した者のうち、(3)ア(ウ)、(エ)、(オ)c及び(ク)cに掲げる職員並びに当該月に週休日の振替（勤務時間を割り振る日の属する月が(3)ア(ア)及び(ウ)から(ク)までに規定する正規の勤務時間外に勤務した月（当該属する月において正規の勤務時間外にした勤務がない場合にあっては、当該月を正規の勤務時間外に勤務した月とみなす。）であるものに限る。）により週休日に変更された日がある職員とする。
- (3) 支給規則第16条の5第1項第3号の「人事委員会が定める日」は、次に掲げる日とする。
- ア 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- (ア) 正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を通常勤務職員として勤務した者（(カ)dに掲げる職員を除く。） 当該月における日曜日
- (イ) 正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を交替制勤務職員として勤務した者（(ウ)、(エ)、(オ)c及び(ク)cに掲げる職員を除く。）

- 当該月における最初の原週休日（支給規則第16条の5第1項第2号に規定する原週休日をいう。以下同じ。）から、当該原週休日から数えて当該月における日曜日の日数番目の原週休日までの間の原週休日
- (ウ) 正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を交替制勤務職員として勤務した者のうち、当該月における原週休日の日数が当該月における日曜日の日数に満たないもの（エ）、(オ) c 及び(ク) c に掲げる職員を除く。） 当該月における原週休日
- (エ) (ウ)に該当した職員のうち、正規の勤務時間外に勤務した月が(ウ)に規定する当該月から当該月以降の各月における原週休日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数が、(ウ)に規定する当該月以降の各月における日曜日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数に達することとなる最初の月までの期間（エ）において「調整期間」という。）に属することとなるもの 当該勤務した月の調整期間における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて当該調整期間における日曜日の日数番目の原週休日までの間の原週休日
- (オ) 正規の勤務時間外に勤務した月の中途において通常勤務職員から引き続き交替制勤務職員となった者 当該月における次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- a b 及び c に掲げる職員以外の職員 当該月における次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- (a) 通常勤務期間（通常勤務職員として勤務した期間をいう。以下同じ。）
当該月の通常勤務期間における日曜日
- (b) 交替制勤務期間（交替制勤務職員として勤務した期間をいう。以下同じ。）
当該月の交替制勤務期間における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて当該交替制勤務期間における日曜日の日数番目の原週休日までの間の原週休日
- b 当該月（通常勤務職員から引き続き交替制勤務職員となった日の属する月に限る。）の交替制勤務期間における原週休日の日数が当該交替制勤務期間における日曜日の日数に満たない職員 当該月における次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- (a) 通常勤務期間 a (a) に定める日
- (b) 交替制勤務期間 当該月の交替制勤務期間における原週休日
- c b に該当した職員のうち、当該月が b に規定する当該月から当該月以降の各月の交替制勤務期間における原週休日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数が、b に規定する当該月以降の各月の交替制勤務期間における日曜日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数に達することとなる最初の月までの期間（c）において「調整期間」という。）に属することとなるもの 当該勤務した月の調整期間における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて当該調整期間における日曜日の日数番目の原週休日までの間の原週休日
- (カ) 正規の勤務時間外に勤務した月の中途において交替制勤務職員から引き続き通常勤務職員となった者 当該月における次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- a b から d までに掲げる職員以外の職員 (イ) に定める日
- b 当該月の交替制勤務期間における原週休日の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員（当該月の交替制勤務期間における原週休日の日数に、当該月の通常勤務期間における日曜日及び土曜日の日数を合計した日数を加えた数が、当該月の日曜日の日数に満たない職員を除く。） 当該月における次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- (a) 交替制勤務期間 (オ) b (b) に定める日
- (b) 通常勤務期間 当該月の通常勤務期間における最初の日曜日から、当該日曜日から数えて当該月の交替制勤務期間における原週休日の日数を当該月における日曜日の日数から減じた数番目の日曜日までの間の日曜日（当該月の通常勤務期間における日曜日の日数が当該減じた数に満たない場合にあっては、当該日曜日及び当該通常勤務期間における最初の土曜日から、当該土曜日から数えて当該通常勤務期間における日曜日の日数を当該減じた数から減じた数番目の土曜日までの間の土曜日）
- c 当該月（交替制勤務職員から引き続き通常勤務職員となった日の属する月に限る。）の交替制勤務期間における原週休日の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員（b に掲げる職員を除く。） 当該月における次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める日

- (a) 交替制勤務期間 (オ) b(b)に定める日
- (b) 通常勤務期間 当該月の通常勤務期間における日曜日及び土曜日
- d cに該当した職員のうち、当該月がcに規定する当該月から当該月以降の各月の通常勤務期間における土曜日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数が、cに規定する当該月の交替制勤務期間における日曜日の日数から当該交替制勤務期間における原週休日の日数を減じた数に達することとなる最初の月までの期間（dにおいて「調整期間」という。）に属することとなるもの次に掲げる日
 - (a) 当該勤務した月における日曜日
 - (b) 当該勤務した月の調整期間（通常勤務期間に限る。）における最初の土曜日から、当該土曜日から数えて調整期間（交替制勤務期間に限る。）における原週休日の日数を当該調整期間における日曜日の日数から減じた数番目の土曜日までの間の土曜日
- (キ) 正規の勤務時間外に勤務した月の中途において通常勤務職員として採用された者 (オ) a(a)に定める日
- (ク) 正規の勤務時間外に勤務した月の中途において交替制勤務職員として採用された者 当該月における次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - a b及びcに掲げる職員以外の職員 (オ) a(b)に定める日
 - b 当該月（交替制勤務職員として採用された日の属する月に限る。）の交替制勤務期間における原週休日の日数が当該交替制勤務期間における日曜日の日数に満たない職員 (オ) b(b)に定める日
 - c bに該当した職員のうち、当該月がbに規定する当該月から当該月以降の各月の交替制勤務期間における原週休日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数が、bに規定する当該月以降の各月の交替制勤務期間における日曜日の日数を順次合算した場合における当該合算した日数に達することとなる最初の月までの期間（cにおいて「調整期間」という。）に属することとなるもの 当該勤務した月の調整期間における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて当該調整期間における日曜日の日数番目の原週休日までの間の原週休日
- (ケ) 正規の勤務時間外に勤務した月の中途において退職し、又は死亡した通常勤務職員 (オ) a(a)に定める日
- (コ) 正規の勤務時間外に勤務した月の中途において退職し、又は死亡した交替制勤務職員 当該月における次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日
 - a bに掲げる職員以外の職員 (イ)に定める日
 - b 当該月の交替制勤務期間における原週休日の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員 (オ) b(b)に定める日
- イ 正規の勤務時間外に勤務した月における週休日の振替（勤務時間を割り振る日が、当該日の属する月がア(ア)からク(ク)までに規定する正規の勤務時間外に勤務した月（当該属する月において正規の勤務時間外にした勤務がない場合にあっては、当該月を正規の勤務時間外に勤務した月とみなす。）のいずれに該当するかに応じそれぞれア(ア)からク(ク)までに定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

4 支給規則第20条関係

- (1) 道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項及び警察職員給与条例第16条第4項に規定する正規の勤務時間外の時間及び割振り変更前の勤務時間を超える時間の合計が1箇月について60時間を超えた日後に道職員給与条例第18条、学校職員給与条例第18条及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった職員に対して、道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定によりこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、道職員給与条例第14条第5項、学校職員給与条例第14条第5項及び警察職員給与条例第16条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項又は警察職員給与条例第16条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、これらの規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。
- (2) 道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定によりこれらの規定に規定する時間外勤務代休時間を指定された職員につ

いて、時間外勤務手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (3) この通知により難い事情があり、その取扱いについて別の定めを行う必要があると認められるとき又は支給規則及びこの通知の解釈について疑義が生じたときは、その都度人事委員会と協議するものとする。

第10第10項第4号ア(ア)中「100分の36以下」を「100分の34.5以下」に、「6月に支給する場合においては100分の31以下、12月に支給する場合においては100分の32.5以下」を「100分の30以下」に改め、同号ア(イ)中「100分の46以下」を「100分の44.5以下」に、「6月に支給する場合においては100分の51以下、12月に支給する場合においては100分の54以下」を「100分の49.5以下」に改め、同号ア(ウ)中「100分の56以下」を「100分の54以下」に、「6月に支給する場合においては100分の71以下、12月に支給する場合においては100分の75以下」を「100分の69以下」に改め、同号イ(ア)中「6月に支給する場合においては」、「12月に支給する場合においては100分の25以下」及び「12月に支給する場合においては100分の20以下」を削り、同号イ(イ)中「6月に支給する場合においては」及び「12月に支給する場合においては100分の30以下」を削り、同号イ(ウ)中「6月に支給する場合においては」、「12月に支給する場合においては100分の35以下」及び「12月に支給する場合においては100分の40以下」を削り、同項第5号ア中「100分の56超100分の66未満」を「100分の54超100分の63.5未満」に、「6月に支給する場合においては100分の71超100分の86未満、12月に支給する場合においては100分の75超100分の90.5未満」を「100分の69超100分の83.5未満」に改め、同号イ中「6月に支給する場合においては」、「12月に支給する場合においては100分の35超100分の40未満」及び「12月に支給する場合においては100分の40超100分の50未満」を削り、同項第7号ア(ア)中「100分の72.5」を「100分の70」に改め、同号ア(イ)中「6月に支給する場合においては100分の92.5を、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の90」に改め、同号イ(ア)中「6月に支給する場合においては」及び「12月に支給する場合においては100分の40」を削り、同号イ(イ)中「6月に支給する場合においては」及び「12月に支給する場合においては100分の50」を削る。

(給与課給与グループ)

別記2

人委第732号
平成22年3月31日

北海道総務部長 様
北海道教育庁教育次長

北海道人事委員会事務局長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）

給料の調整額に関する規則の運用方針について（昭和38年10月1日付け38人委587号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成22年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

別表第1関係第2項中「保健福祉事務所」を「総合振興局及び振興局の保健環境部」に改め、同表関係第3項中「保健福祉事務所」を「総合振興局及び振興局の保健環境部」に、「保健福祉部」を「保健福祉室」に、「地域保健部」を「地域保健室」に、「支所」を「地域保健支所」に改める。

(給与課給与グループ)

別記3

人委第733号
平成22年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局
北海道監査委員事務局
北海道選挙管理委員会事務局
北海道連合海区漁業調整委員会事務局
各海区漁業調整委員会事務局 様

北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（通知）
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成22年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第35条関係第5項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）」を「道職員勤務時間等条例」に、「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）」を「学校職員勤務時間等条例」に改め、「（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第9条の2第1項及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第9条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）に規定する時間外勤務代休時間

（給与課給与グループ）

別記4

人委第734号
平成22年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

通勤手当に関する規則の運用について等の一部改正について（通知）
次に掲げる通知の一部が次のとおり改正されたので、平成22年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

- 1 通勤手当に関する規則の運用について（昭和44年4月15日付け44人委第240号通知）
第8条関係第3項中「第15条第1項」の次に「若しくは第23条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第10条第3項」を加え、「含む。以下同じ」を「含む」に改め、「第15条第2項」の次に「若しくは第23条第4項又は任期付職員条例第10条第4項」を、「第15条第3項」の次に「若しくは第23条第5項又は任期付職員条例第10条第5項」を加える。
- 2 北海道職員等の育児休業等に関する規則の運用について（平成20年2月8日付け人委第549号通知）
第2項を削り、第1項の項番号を削る。
- 3 一般職の任期付職員の採用等の運用について（平成14年12月20日付け人委第539号通知）

第8項を削る。

(総務審査課総務審査グループ)
(任用課任用グループ)
(給与課給与グループ)

別記5

人委第735号
平成22年3月31日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与における成績主義の推進に係る運用指針の一部改正について（通知）
給与における成績主義の推進に係る運用指針（平成18年11月17日人事委員会決定）の一部が次のとおり改正されたので、平成22年4月1日以降はこれによって実施してください。
記

第3に次の1項を加える。

3 成績区分等の取扱いについて

- (1) 成績区分の判定がなされた後基準日までの間に任命権者を異にして異動した職員の成績区分について、異動後の任命権者において再度成績区分の判定を行うことが困難である場合には、各任命権者の取扱いを同一とすることを前提として、当該異動前の任命権者において判定された成績区分を異動後の任命権者において判定した成績区分とすることができるものとする。
- (2) (1)により成績区分を決定した場合には、運用通知第10の第10項第6号に基づく勤務成績が特に優秀又は優秀な職員の割合は、同号に規定する割合の程度内であるものとみなす。
- (3) 運用通知第10の第10項第7号ただし書に規定する特別の事情がある場合には、(1)により職員の成績区分を決定する場合を含むものとし、当該特別の事情がある場合における同号ただし書に規定する別段の取扱いには、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（道職員給与条例第19条の4第2項各号、学校職員給与条例第19条の4第2項各号、市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する学校職員給与条例第19条の4第2項各号又は警察職員給与条例第22条の4第2項各号に規定するそれぞれの職員をいう。）ごとに、当該職員に係る勤労手当の額の総額がそれぞれこれらの規定に規定する額を超えない範囲内で、特定の任命権者に所属する職員の成績率を運用通知第10の第10項第7号本文による額を超えて定める場合を含むものとする。

(給与課給与グループ)

別記6

人委第737号
平成22年3月31日

北海道教育庁教育次長 様
札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成19年3月30日人委第615号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成22年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

第3項の表3種の項の次に次のように加える。

4種	美術館	旭川、函館及び帯広の副館長	平成22. 4. 1以降
----	-----	---------------	--------------

(給与課給与グループ)